新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止(休業)の 要請を行った施設について(公表)

大阪府では新型コロナウイルス感染症の防止対策のため、大阪府緊急事態措置により、令和2年4月14日から感染の拡大につながるおそれのある府内の施設に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、施設の使用制限等の協力要請を行ってきました。

つきましては、令和2年4月24日時点において、営業を継続している以下の番号1から6の施設について、同日付で、同法第45条第2項に基づく施設の使用停止(休業)の要請を行ったので公表しました。

また、令和2年4月27日現在において、営業を継続している以下の番号7から9の施設について、同日付で、同様に施設の使用停止(休業)の要請を行ったので公表します。

なお、本府において施設の使用停止(休業)を現地確認ができた場合は、施設 等名称、所在地の掲載情報を削除しております。

番号	施設等名称	所在地	要請の内容	要請の理由
1			※ 1	
2			※ 2	
3	P. E. KING OF KINGS	堺市堺区南島町1-44-12		
	大和川店			
4	HALULU	堺市北区金岡町 192-1	施設の使用停止	新型コロナウイルスの
5	ザ・チャンスα	堺市美原区黒山 611-1	(休業)	まん延防止のため
6			※ 3	
7	P. E. KING OF KINGS	大阪市旭区高殿 6-16-20		
	大阪本店			
8	P. E. KING OF KINGS	高槻市辻子3-6-6		
	高槻店			
9	ミスターパチンコ	泉佐野市日根野 3929-1		
	日根野店			

※1 及び2 4月25日午前10時時点、番号1、2の店舗について、休業を確認。

※3 4月26日午前11時時点、番号6の店舗について、休業を確認。